資料１

館山市情報提供
令和８年１０月２日
市民生活部危機管理課
ＴＥＬ：０４７０－２２－３４４２

令和８年台風第25号による被害状況等について

１．主な経過について

9/20（日）			
気象情報等		対応	
時刻	内容	時刻	内容
07：34	レベル２土砂災害注意報	08：00	第１配備体制（危機管理課による情報収集体制）
		09：00	災害対策本部設置（第２配備体制） 高齢者等避難発令（市内全域） 避難所開設（10地区／11か所）
09：05	レベル２大雨注意報		
		22：55	汐入川水位情報（安全安心メール等による氾濫注意情報発信）
9/21（月・祝）			
気象情報等		対応	
時刻	内容	時刻	内容
03：29	レベル４土砂災害危険警報	03：29	避難指示発令（土砂災害警戒区域） 第３配備体制
		07：30	災害対策本部会議（気象情報、被害状況等の共有など）
10：09	暴風警報		
12：06	レベル３大雨警報		
		13：15	汐入川水位情報（安全安心メール等による氾濫注意情報発信）
		17：28	避難指示命令（汐入川付近浸水想定区域）
19：57		20：20	停電情報（豊房地区の一部） ※東京電力ホームページ 避難所（豊房公民館・神余分校）に発電機・投光器運搬
		21：10	避難指示解除（汐入川付近浸水想定区域）
22：17	レベル３大雨警報解除 レベル２大雨注意報		

9/22（火・祝）			
気象情報等		対応	
時刻	内容	時刻	内容
2：59	暴風警報解除 強風注意報		
7：34	レベル 4 土砂災害危険警報解除 レベル 2 土砂災害注意報	7：34	避難指示解除（土砂災害警戒区域） 高齢者等避難解除（市内全域）
		8：15	全避難所閉鎖完了
		13：00	災害対策本部会議（被害状況、復旧・被災者支援関係等の共有など）
		14：00	災害対策本部廃止

２．館山市における降水量について

区分	千葉豪雨	9 月 6 日～大雨	**台風 25 号**
最大 1 時間降水量	94.5 ミリ（8/13） ※観測史上 1 位	57.5 ミリ（9/7）	**44.0 ミリ（9/21）**
日降水量	208.5 ミリ（8/13）	241.0 ミリ（9/7） ※観測史上 3 位	**242.5 ミリ（9/21） ※観測史上 2 位**
総雨量	211.0 ミリ （8/13～警報解除）	410.5 ミリ （9/6～警報解除）	**433.0 ミリ （9/19～警報解除）**
最大瞬間風速			**25.9m/s（9/21）**

３．主な被害状況等について

（１）人的被害

なし

（２）避難所・避難者

区分	千葉豪雨	9 月 6 日～大雨	**台風 25 号**
最大	15 世帯 33 名	8 世帯 9 名	**50 世帯 70 名**

（３）住家被害／罹災証明書申請交付状況（令和 8 年 9 月 29 日時点）

被害程度	件数	備考
中規模半壊	1 件	那古地区
一部損壊	9 件	館山地区、北条地区、西岬地区、豊房地区

（４）市施設被害

道路・河川を含む市施設全体の被害箇所数及び被害額については、現在調査中です。

（５）農畜産物被害（令和８年９月 28 日時点）※千葉県報告数値

状況	被害額（千円）
浸水、土砂流入、種子流出、苗根腐れ等	46,762

（６）農業施設被害（令和８年９月 28 日時点）※千葉県報告数値

状況	被害額（千円）
ビニールハウス倒壊、設備埋没破損、設備水没全損等	3,691

４．消防団の対応について

区分	千葉豪雨	９月６日～大雨	台風 25 号
活動人員	8/13　188 名	9/6　208 名 9/7　143 名	**9/20　12 名** **9/21　221 名**

※巡回警備、呼びかけ対応、交通誘導、通行止め対応、排水対応など実施

５．災害救助法の適用について

次ページ（内閣府資料）のとおり

令和８年９月21日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和８年台風第25号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

令和８年台風第25号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の15市８町１村、東京都の１町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日（公示日）
千葉県（15市8町1村）	銚子市（ちょうしし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふっつし）、袖ケ浦市（そでがうらし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、神崎町（こうざきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、御宿町（おんじゅくまち）、鋸南町（きょなんまち）	９月20日（９月21日）
東京都（1町）	大島町（おおしままち）	９月21日（９月21日）

【参考】災害救助法の概要　https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

○留意事項

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。

令和8年8月 13 日からの大雨に伴う法適用市町村		法適用日（公示日）
千葉県（21市4町）	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、船橋市（ふなばしし）、館山市（たてやまし）、松戸市（まつどし）、茂原市（もばらし）、佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、八千代市（やちよし）、我孫子市（あびこし）、鎌ケ谷市（かまがやし）、四街道市（よつかいどうし）、八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、白井市（しろいし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、白子町（しらこまち）、長柄町（ながらまち）	８月13日（８月13日）
	富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、酒々井町（しすいまち）、九十九里町（くじゅうくりまち）	８月13日（８月14日）

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部
TEL　03-3503-9394（直通）